

## 令和6年第10回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和6年7月26日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時		令和6年7月26日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和6年7月26日 午前10時25分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	濱 秀 利	
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善	
	事務局職員	管理課長	諸 井 公
		指導室長	藏 光 貴 弘
		生涯学習課長	車 塚 洋
情報館長		川 原 田 恵	
海事記念館長		菅 原 卓 己	
B&G海洋センター所長		千 葉 隆 行	
温水プール館長		石 田 秀 之	
管理課総務係長		神 奈 緒 美	
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第39号	厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第40号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
6		閉会

## 令和6年第10回厚岸町教育委員会

令和6年7月26日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和6年第10回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり  
であります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の  
会期を本日、7月26日の1日間といたしますがよろしいで  
しょうか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和6年6月26日に開会した第9回教育委員会の会議録の  
承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、  
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして  
承認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま  
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定によ  
り、濱委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、議案第39号「厚岸町特別支援教育就学奨励費  
支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについ  
て」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました、議案第39号「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容を、ご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱については、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため交付する特別支援教育就学奨励費の支給について定めることを目的としております。今回の改正につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が改正され、本年4月1日から同要綱の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領の一部が改正されたことに伴い、同要領を準用している当要綱についても国の要領に合わせるため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第39号説明資料「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により説明させていただきますが、大変文字が小さいため、「現行」「改正案」を拡大したものを、議案第39号参考資料としてお配りしておりますので、併せてそちらをご覧くださいと思います。第5条関係、別記様式第1号中、世帯の収入状況の欄については、所得控除欄が細分化され、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除の欄を加える改正であります。

また、世帯の状況の欄については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称、マイナンバー法）」に基づき指定された、個人番号

を記載する改正であります。

その他につきましては、様式欄や文言を改めるものであります。議案書2ページをご覧ください。

附則であります。

この訓令は、令和6年7月26日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上簡単であります。議案第39号「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長           内容は、厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについてであります。これから質疑を行います。

●濱委員           これは、マイナンバーカードの番号を記載するためのものですね。ほかのもの補助関係、要保護・準要保護などの様式などにマイナンバーカード記載する事例はありますか。

●管理課長       今のところ、国の要領等に準じて改正の通知を行っておりますが、厚岸町の準・要保護の申請では、町は生活困窮世帯などの把握をしなければならず、申請書等を使用しておりますが、国や道からは通知はきておりません。

●濱委員           わかりました。

●田辺委員       特別支援教育就学奨励費ですが、支給基準額が設けられますよね。これは国などに準じて、最終的にはそれぞれの

自治体で予算を決めると思いますが、厚岸町では基準額ほどのくらいなんでしょうか。

- 管理課長　ただいまのご質問については、金額については、国の基準としています。小学校、中学校別々に定められておりました、学用品・通学用品費につきましては、小学校は5,820円まで、中学校につきましては、11,370円まで。校外活動費については、宿泊を伴わないもの、小学校は800円まで、中学校、1,155円まで。宿泊を伴うものについては、小学校は1,845円、中学校、3,105円。新入学児童生徒用品・通学用品費については、小学校は25,555円、中学校につきましては、30,490円、修学旅行費につきましては、小学校は10,790円まで、中学校、28,860円まで、学校給食費につきましては、実費に伴う1/2となっております。給食費につきましては町の補助があります。通学に要する経費につきましては実費額ということで、支弁区分というのがあります。障害区分によって、実費額の1/2など定められております。体育実技用具費のスケート靴につきましては、小学校は13,250円まで、中学校19,015円まで、柔道着につきましては、3,825円まで、オンライン学習通信費については、小学校は7,000円まで、中学校も7,000円までというような基準額に定められております。

- 田辺委員　今、説明のあった基準額ですが、管内の自治体は同じような基準額なんでしょうか。

- 管理課長　概ね国の基準に定められておりますので、このような額と推測しております。

- 教育長　ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長           次に、議案第40号「議会の議決を得なければならない事件について」を議題とします。職員は提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習  
課長           ただいま上程いただきました、議案第40号、議会の議決を得なければならない事件の申出について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。議案書、3ページをお開き願います。

本件は、議会の議決を得なければならない事件を、次のとおり、厚岸町長へ申し出いたしたく、本議案を提出するものであります。内容について、申し上げます。

自動車事故による損害を、次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町住の江1丁目190番地 鈴木 康彦氏 であります。2. 事故の概要であります。令和6年6月7日、午前10時50分頃、厚岸町梅香2丁目1番地「厚岸町社会福祉センター」駐車場内において、教育委員会情報館職員が、職務上、社会福祉センターから情報館に帰館するため駐車していた公用車を転回しながら後進したところ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、同車両の運転席側、前方バンパーと公用車運転席側、前方バンパーが破損したものであります。

なお、町の過失割合は、100%であります。3. 損害賠

償額であります。金238,788円です。安全運転を推進する立場の町職員が、このような事故を起こし、大変申し訳なく、反省しているところであります。幸いにして両者ケガはありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上簡単な説明でございますが、議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は教育委員会職員による自動車事故に関して、相手方に与えた損害を賠償するため、町長への議案の申し出を行うことについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 その他、相対的に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声)

- 教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第10回教育委員会を閉会します。